

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
13	6	<p>6 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【 】」若しくは「【配列表】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【」及び「】」で囲んだ欄名は除く。）。）。この場合において、段落番号「【 】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の全文を単位として補正をしなければならない。<u>特許法第17条の4の規定により訂正した明細書について補正をするときは、段落、文献、実施例、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの段落を削除するときは、「【 】（削除）」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。</u></p> <p>7 7 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項】」の欄名は除く。）。）。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。<u>特許法第17条の4の規定により訂正した特許請求の範囲について補正をするときは、請求項、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項】（削除）」のように記載し、明細書及び特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。</u></p> <p>8 8 図面を補正するときは、全図又は「【図】」を単位として補正しなければならない。<u>特許法第17条の4の規定により訂正した図面について補正をするときは、図面に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの図面を削除するときは、「【図】（削除）」のように記載し、全図を単位として補正をしなければならない。</u></p>	<p>6 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【 】」若しくは「【配列表】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【」及び「】」で囲んだ欄名は除く。）。）。この場合において、段落番号「【 】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の全文を単位として補正をしなければならない。</p> <p>7 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項】」の欄名は除く。）。）。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。</p> <p>8 図面を補正するときは、全図又は「【図】」を単位として補正しなければならない。</p>

22 3 3 第27条の5第2項及び第3項（实用新案法施行規則第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。
イ～ニ（略）

24 様式第24及び様式第25 削除

25

3 第27条の5第2項及び第3項（实用新案法施行規則第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。
イ～ニ（略）

様式第24（第19条関係）

学術団体指定申請書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 学術団体の名称
- 2 代表者（管理人）の氏名
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 主たる役員の氏名及び構成員の数
- 6 研究集会の開催の計画
- 7 添付書類の目録
 - (1) 定款又はこれに準ずるもの 1通
 - (2) 機関誌紙 1通
 - (3) （ ）通

〔備考〕

- 1 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて代表者の氏名を記載する。
- 2 様式第3の備考1から3、7、9及び14から16までと同様とする。

様式第25（第22条の2関係）

博覧会指定申請書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 博覧会の名称

		<p>2 <u>博覧会を開設する者</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住所（居所）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>氏名（名称）</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>（国籍）</u></p> <p>3 <u>代理人</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住所（居所）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>氏名（名称）</u></p> <p>4 <u>開設の目的</u></p> <p>5 <u>開設地</u></p> <p>6 <u>開設の期間</u></p> <p>7 <u>出品者の資格</u></p> <p>8 <u>出品者数</u></p> <p>9 <u>出品物の種類</u></p> <p>10 <u>入場者の資格</u></p> <p>11 <u>添付書類の目録</u></p> <p><u>〔備考〕</u></p> <p style="padding-left: 2em;">1 <u>「（国籍）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が「住所（居所）」の欄に記載した国と同一であるときは「（国籍）」の欄は設けるには及ばない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>その他は、様式第3の備考1から3まで、7、9及び14から16まで並びに様式第24の備考1と同様とする。</u></p>
26	27 第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載する。	27 第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」又は「特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載する。
29	14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。 イ・ロ（略） ハ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けよう	14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。 イ・ロ（略） ハ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けよう

とする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他その文献公知発明に関する情報の所在を記載する。その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開○○○○ - ○○○○○○号公報」のように記載し、学术论文の名称その他情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】○○○○著、「
」××出版、○○○○年○月○日発行、p.○○～○○」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【特許文献】」及び「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、なるべく次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。ただし、第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

二（略）

ホ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【発明を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【

とする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他その文献公知発明に関する情報の所在を記載する。その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開○○○○ - ○○○○○○号公報」のように記載し、学术论文の名称その他情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】○○○○著、「
」××出版、○○○○年○月○日発行、p.○○～○○」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【特許文献】」及び「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、なるべく次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

二（略）

ホ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【発明を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【

実施例 1】」、「【実施例 2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。ただし、第50条の15第 2 項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

へ (略)

16 16 化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化 1】」、「【化 2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数 1】」、「【数 2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表 1】」、「【表 2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、第50条の15第 2 項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

19 19 第50条の15第 2 項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成する場合であつて、明細書の段落の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。

イ いずれかの段落を削除するときは、「【 】(削除)」のように記載する。

ロ 発明の詳細な説明を追加するときは、既に付されている段落番号に変更が生じないように記載する。

20 20 (略)

29の 14 14 「特許請求の範囲」は、第24条の 3 並びに特許法第36条第 5 項及び第 6 項に規定するところに従い、次の要領で記載する。

イ・ロ (略)

ハ 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。

ニ 他の 2 以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。

ホ 請求項に付す番号は、「【請求項 1】」、「【請求項 2】」のように記載

実施例 1】」、「【実施例 2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

へ (略)

16 16 化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化 1】」、「【化 2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数 1】」、「【数 2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表 1】」、「【表 2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

19 (略)

14 14 「特許請求の範囲」は、第24条の 3 並びに特許法第36条第 5 項及び第 6 項に規定するところに従い、次の要領で記載する。

イ・ロ (略)

ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。

ニ 他の 2 以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。

ホ 請求項に付す番号は、「【請求項 1】」、「【請求項 2】」のように記載

する。ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項 1」、「請求項 2」のように記載する。

15 15 第50条の15第2項において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成する場合であつて、特許請求の範囲の請求項の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。

イ いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項】(削除)」のように記載する。

ロ 新たな請求項を追加するときは、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い、末尾の請求項に続けて記載する。

16 16 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、第50条の15第2項において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

30 13 13 第50条の15第2項において準用する第25条の規定により訂正した図面を作成する場合であつて、図の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。

イ いずれかの図を削除するときは、「【図】(削除)」のように記載する。

ロ 新たな図を追加するときは、各図ごとに連続番号を図の上に付し、末尾の図に続けて記載する。

31の 3 3 特許法第36条の2第4項の規定により翻訳文を提出するときは、「【確認事項】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第36条の2第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。

4 4 (略)

する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項 1」、「請求項 2」のように記載する。

15 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

3 (略)

様式第31の9（第25条の7、第38条の2関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 1 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。
- 2 2 「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。
- 3 3 第25条の7第6項及び第38条の2第4項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願 - 、特願 - 、
特願 - 、特願 - 、

- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第15の2の備考2、様式第26の備

考9並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

34 1 1 「【刊行物等】」の欄には、特許法第30条第2項の適用を受けようとする場合において、発明が特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至つた事由に関する情報（例えば、試験を行つたときは、試験を行つた日、場所等、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数、発行年月日等、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日、掲載アドレス等、集会において発表したときは、集会名、開催日等、博覧会に出品したときは、博覧会名、開催日等）を記載する。

44 6 6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定の適用を受けようとするとき、又は産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第1号から第3号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）は、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減（免除）」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第4号又は第5号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）、又は第18条第2項の規定の適用を受けようとするときは「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第5項の規定により中小企業のものづくり

1 「【刊行物等】」の欄には、特許法第30条第1項の適用を受けようとする場合において、試験を行つたときは、試験を行つた日及び場所を記載し、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数及び発行年月日を記載し、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日及び掲載アドレスを記載し、学術団体の研究集会において文書をもって発表したときは、研究集会名、主催者名及び開催日を記載する。特許法第30条第3項の適用を受けようとする場合には、博覧会名、主催者名及び開催日を記載する。

6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2、大学等技術移転促進法第13条第4項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条又は産業技術力強化法第17条第2項第1号から第5号まで、第10号及び第11号の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減（免除）」、「大学等技術移転促進法第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第17条第2項第1号（第2号、第3号、第4号、第5号、第10号又は第11号）の規定による審査請求料の1/2軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項第6号から第9号まで又は第18条第2項の規定の適用を受けようとするときは「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項第6号（第7号、第8号又は第9号）の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第5項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定の適用を受けようとするときは「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技

基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定の適用を受けようとするときは「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

53 1 1 特許法第184条の4第4項の規定により、翻訳文を添付して提出するときは、
「【手数料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第184
条の4第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。

2 1 （略）

54 8 8 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写し、又は特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを当該提出書に添付して提出するときは、「【その他】」欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設けて、その次に「【物件名】」を設けて「補正書の写し」と記載する。この場合において「【手続補正1】」の欄は不要とする。

54の 様式第54の2（第38条の6の4関係）

2 【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 特許法第184条の14の規定により特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

（略）

8 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写し、又は特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを当該提出書に添付して提出するときは、「【その他】」欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設けて、その次に「【物件名】」を設けて「補正書の写し」と記載する。この場合において「【手続補正1】」の欄は不要とする。

様式第54の2（第38条の6の4関係）

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 特許法第184条の14の規定により特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【提出物件の目録】

〔備考〕

(削る)

1・2 1・2 (略)

2

56 8 8 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。

9 9 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3並びに様式第10の備考6と同様とする。

57 3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第56の備考2及び8と同様とする。

58 4 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考2及び8並びに様式第57の備考2と同様とする。

59 2 2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考2及び8、様式第57の備考2並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。

【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとするときは、「【特記事項】」の「特許法第184条の14の規定により特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」を「特許法第184条の14の規定により特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載する。

2・3 (略)

8 8 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第25の備考1と同様とする。

3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第56の備考2と同様とする。

4 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第56の備考2並びに様式第57の備考2と同様とする。

2 2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第56の備考2、様式第57の備考2並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。

60	3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第56の備考2及び8並びに様式第57の備考2と同様とする。	3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第25の備考1</u> 、様式第56の備考2並びに様式第57の備考2と同様とする。
62	様式第62（ <u>第46条及び第46条の3</u> 関係）	様式第62（ <u>第46条</u> 関係）
6	6 <u>訂正審判を請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求するときは、「請求の趣旨」の欄は、第46条の3第1項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。</u>	6 <u>特許法第126条第2項ただし書の規定により訂正審判を請求するときは、「5 被請求人」の欄の次に「6 特許無効審判の審決に対する訴えの提起日」の欄を設けて、「平成何年何月何日」のように記載する。</u>
7	7 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。	7 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。
	イ・ロ（略）	イ・ロ（略）
	ハ 訂正審判を請求するときは、「1．設定登録の経緯」、「2．訂正の理由」、「3．訂正事項」、「4．訂正の原因」のように項目を設けて記載し、 <u>「3．訂正事項」及び「4．訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、第46条の3第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。</u>	ハ 訂正審判を請求するときは、「1．設定登録の経緯」、「2．訂正の理由」、「3．訂正事項」、「4．訂正の原因」のように項目を設けて記載する。
12	12 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第56の備考8</u> 並びに様式第57の備考2と同様とする。	12 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第25の備考1</u> 並びに様式第57の備考2と同様とする。
63の2	様式第63の2（ <u>第46条の3</u> 及び第47条関係）	様式第63の2（ <u>第47条</u> 関係）
2	2 <u>「請求の趣旨」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、第46条の3第1項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。</u>	
3	3 <u>「請求の理由」の欄は、「1．設定登録の経緯」、「2．訂正の理由」、「3．訂正事項」、「4．訂正の原因」のように項目を設けて記載し、「3．訂正事項」及び「4．訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに</u>	

請求をする場合にあっては、第46条の3第2項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

4 4 (略)
(削る)

5 5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8並びに様式第57の備考2と同様とする。

63の 2 2 特許法第134条の2第5項の規定による意見の申立てをする場合であつて、
3 訂正の請求をしたものがするときは、「2 請求人(被請求人、参加人)」の欄を「2 被請求人」と、特許無効審判の請求人がするときは、「2 請求人(被請求人、参加人)」の欄を「2 請求人」とする。

63の 2 2 「申立ての趣旨」の欄には、「特許第 号に係る特許権について、特許法第134条の3の規定により訂正の請求を申し立てる。」のように記載する。
6

65 3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8、様式第57の備考2並びに様式第62の備考5と同様とする。

65の 5の 2 様式第65の5の2(第50条の2の2関係)

訂正請求取下書

(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 事件の表示

2 訂正請求人

住所(居所)

2 (略)

3 特許法第134条の3第3項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に、援用に係る明細書等の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、援用される当該書類が提出された手続に係る審判番号を記載する。

4 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第57の備考2と同様とする。

2 特許法第134条の2第3項の規定による意見の申立てをする場合であつて、訂正の請求をした者がするときは、「2 請求人(被請求人、参加人)」の欄を「2 被請求人」と、特許無効審判の請求人がするときは、「2 請求人(被請求人、参加人)」の欄を「2 請求人」とする。

2 「申立ての趣旨」の欄には、「特許第 号に係る特許権について、特許法第134条の3第1項の規定により訂正の請求を申し立てる。」のように記載する。

3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第62の備考5と同様とする。

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

(国籍)

3 代理人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

4 添付書類の目録

[備考]

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第63の2備考1と同様とする。

様式第65の22(第60条関係)

鑑 定 事 項 書

(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 審判の番号

2 請求人(被請求人、参加人)

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

3 代理人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

4 鑑定を求める事項

5 添付書類の目録

[備考]

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

65の
22

様式第65の22(第60条関係)

鑑 定 事 項 書

(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 審判の番号

2 請求人(被請求人、参加人)

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

3 代理人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

4 鑑定を求め事項

5 添付書類の目録

[備考]

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

66	5	5	5
69	7	<p>7 第69条第4項の規定により特許法第109条、<u>大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第3項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条又は産業技術力強化法第17条第1項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項第4号若しくは第5号又は第18条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号第 号」又は「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。</u></p>	<p>7 第69条第4項の規定により大学等技術移転促進法第13条第3項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条又は産業技術力強化法第17条第1項第1号から第5号まで、第10号及び第11号の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「<u>大学等技術移転促進法第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減</u>」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第17条第1項第1号（第2号、第3号、第4号、第5号、第10号又は第11号）の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項第6号から第9号まで又は第18条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項第6号（第7号、第8号又は第9号）の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。</p>
70	2	2	2

きは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。

(削る)

- 4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び23から26まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3、5及び7と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と、備考7中「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、「備考6」とあるのは「備考3」と読み替えるものとする。

様式第70の2（第69条の2関係）

【書類名】 回復理由書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【特許権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

きは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。

- 4 第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許権者ごとに行を改めて記載する。ただし、備考3により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び23から26まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 1 「【特許権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 2 第69条の2第3項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【特許番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る特許番号（特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、

特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、

- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第26の備考9並びに様式第31の9の備考1及び2と同様とする。様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と読み替えるものとする。

71

様式第71（第72条関係）

【書類名】 特許料減免申請書

（【提出日】 平成 年 月 日）

様式第71（第72条関係）

【書類名】 特許料減免申請書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の理由】

【納付年分】 第 年分

【提出物件の目録】

- 2 2 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第1年分から第3年分まで又は特許料の第1年分から第3年分までと同時に第4年分以降を申請するときは「特願 - 」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第 号」のように特許番号を記載する。
- 3 3 「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（免除又は猶予）（特許法第109条）」のようにその旨を記載する。
- 4 4 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 5 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び23から25まで、様式第4の備考4並びに様式第20の備考2及び7と同様とする。

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の趣旨】

【申請の理由】

【提出物件の目録】

- 2 2 「【申請の趣旨】」の欄には、「特許法第109条第1号の規定に掲げる者」又は「特許法第109条第2号の規定に掲げる者」のように記載する。
- 3 3 「【申請の理由】」の欄には、「特許料納付の軽減」、「特許料の免除」又は「特許料の猶予」のようにその旨を記載する。
(新設)
- 4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び23から25まで、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び6並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

様式第72（第73条関係）

【書類名】 審査請求料減免申請書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の理由】

【提出物件の目録】

- 1 1 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT / / 」のように国際出願番号を記載する。
- 2 2 「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減（免除）（特許法第195条の2）」のようにその旨を記載する。
- 3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び23から25まで、様式第4の備考4、様式第20の備考2及び7並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

様式第72（第73条関係）

【書類名】 審査請求料減免申請書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の趣旨】【申請の理由】

【提出物件の目録】

- 1 1 「【申請の趣旨】」の欄には、「特許法第195条の2第1号の規定に掲げる者」又は「特許法第195条の2第2号の規定に掲げる者」のように記載する。
- 2 2 「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減」又は「審査請求料の免除」のようにその旨を記載する。
- 3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び23から25まで、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び6並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

【住所又は居所】
【氏名】
【考案者】
【住所又は居所】
【氏名】
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍】)
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍】)
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【住所又は居所】
【氏名】
【考案者】
【住所又は居所】
【氏名】
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍】)
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍】)
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

26 26 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき及び第21条第3項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額(減免を受ける者にあつてはその減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、「【納付年分】」(備考25に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」)の欄の次に「【持分の割合】」の欄

26 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき及び第21条第3項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額(減免を受ける者にあつてはその減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、「【納付年分】」(備考25に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」)の欄の次に「【持分の割合】」の欄

	を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。	を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
28	28 <u>第23条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。（備考27により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）	28 <u>第23条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。（備考27により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）
29	29 <u>第23条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「 <u>実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願</u> 」と記載する。	29 <u>第23条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「 <u>実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願</u> 」又は「 <u>実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願</u> 」と記載する。
30	30 <u>第23条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。 <u>第23条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、 <u>第23条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、 <u>第23条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、 <u>第23条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、実用新案	30 <u>第23条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。 <u>第23条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、 <u>第23条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、 <u>第23条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、 <u>第23条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、実用新案

法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

31 31 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考30に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に

31 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考30に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に

「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

37 37 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考39において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

37 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考39において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

2 3 3 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

3 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 3の
2
- 13 13 「実用新案登録請求の範囲」は、第4条並びに実用新案法第5条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
- イ・ロ (略)
- ハ 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
- ニ 他の2以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
- ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する
- 14 14 化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを越えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。
- 6 9 9 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(○○○○ 持分の割合○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記

- 13 「実用新案登録請求の範囲」は、第4条並びに実用新案法第5条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
- イ・ロ (略)
- ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
- ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
- ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 14 14 化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを越えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。
- 9 9 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(○○○○ 持分の割合○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記

載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。

8 15 15 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「4 代理人」の欄の次（「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）に「5 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

8の2 3 3 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 削除後の請求項の数」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

10 2 2 実用新案法第48条の4第4項の規定により、翻訳文を添付して提出するときは、「【手数料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第48条の4第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。

3 3 （略）

12 3 3 「【考案者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を申出と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」（申出人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表申出人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「

載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。

15 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「4 代理人」の欄の次（「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）に「5 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

3 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 削除後の請求項の数」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

2 （略）

3 「【考案者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を申出と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」（申出人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表申出人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「

【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「
の持分は、投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づ
く持分」、有限責任事業組合契約にあつては「の持分は、有限責任事
業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「の
持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載
する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「
の持分は、投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づ
く持分」、有限責任事業組合契約にあつては「の持分は、有限責任事
業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「の
持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載
する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

14の
4

ときは、「【納付年分】」（備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。

様式第14の4（第21条の4関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【実用新案登録番号】

【実用新案権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 1 「【実用新案権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【実用新案権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【実用新案権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 2 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができな

ときは、「【納付年分】」（備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。

つた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。

3 3 「【提出物件の目録】」欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

4 4 第21条の4第3項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【実用新案登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る実用新案登録番号（実用新案登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

実用新案登録第 号、実用新案登録第 号、

実用新案登録第 号、実用新案登録第 号、

5 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで、14、18から20まで、22、32、35、36及び39と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「実用新案権者」と読み替えるものとする。

。

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	4	<p>4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、<u>明瞭</u>にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「_」及び「__」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。</p>	<p>4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、<u>明りよう</u>にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「_」及び「__」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。</p>
19	4	<p>4 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考6に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。</p>	<p>4 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考6に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載し、<u>その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。</u></p>
19の 2		<p><u>様式第19の2（第18条の4関係）</u> <u>【書類名】 回復理由書</u> （<u>【提出日】 平成 年 月 日</u>） <u>【あて先】 特許庁長官 殿</u> <u>【意匠登録番号】</u> <u>【意匠権者】</u> <u>【識別番号】</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u> <u>【代理人】</u> <u>【識別番号】</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u> <u>【回復の理由】</u> <u>【提出物件の目録】</u></p>	

〔備考〕

- 1 1 「【意匠権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【意匠権者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【意匠権者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 2 2 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続きをすることができなかつた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。
- 3 3 「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。
- 4 4 第18条の4第3項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【意匠登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る意匠登録番号（意匠登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
【別紙】
意匠登録第 _____ 号、意匠登録第 _____ 号、
意匠登録第 _____ 号、意匠登録第 _____ 号、
- 5 5 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで並びに様式第2の備考12と同様とする。この場合において、様式第2の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	26	<p>26 「【商標登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【商標登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、商標登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される商標登録出願人を第一番目の「【商標登録出願人】」の欄に記載し、「【商標登録出願人】」（商標登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「 の持分は、 有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。</p> <p>【商標登録出願人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】） 【商標登録出願人】 （【識別番号】）</p>	<p>26 「【商標登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【商標登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、商標登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される商標登録出願人を第一番目の「【商標登録出願人】」の欄に記載し、「【商標登録出願人】」（商標登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「 の持分は、 有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。</p> <p>【商標登録出願人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】） 【商標登録出願人】 （【識別番号】）</p>

	<p>【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】） 【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】</p>	<p>【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】） 【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】</p>
29	<p>29 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>	<p>29 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>
30	<p>30 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。</p>	<p>30 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。</p>
33	<p>33 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定によりパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張をする旨等願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】</p>	<p>33 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定によりパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張をする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】</p>

		<p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p>	<p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p>
5	5	<p>5 第8条の規定により商標登録を受けようとする商標の記載を省略するときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。第22条第8項において準用する意匠法施行規則第9条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p>	<p>5 第8条の規定により商標登録を受けようとする商標の記載を省略するときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。第22条第10項において準用する意匠法施行規則第9条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p> <p>【物件名】</p> <p>【援用の表示】</p>
8	2	<p>2 <u>商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第65条の3第3項の規定による防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と記載する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
8の2		<p>様式第8の2(第2条、第10条及び第20条関係)</p> <p>【書類名】 回復理由書</p> <p>(【提出日】 平成 年 月 日)</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【防護標章登録の登録番号】</p>	<p>(新設)</p>

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 1 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【更新登録申請人】」とする。商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。防護標章登録に基づく権利について、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。
- 2 2 第2条第11項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号（防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

防護標章登録第 号、防護標章登録第 号、
防護標章登録第 号、防護標章登録第 号、

また、第10条第4項及び第20条第4項の規定により2以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第 号」とあるのは「商標登録第 号」とする。
- 3 3 「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上

あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 4 4 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。
- 5 5 「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。
- 6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から18まで、20、23、25及び34から38までと同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の

		<u>申請をするときは、「書換登録申請者」と読み替えるものとする。</u>	
11	11	11 <u>第22条第2項</u> で準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「 / 」のように分数で記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「 の持分は、有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。	11 <u>第22条第4項</u> で準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「 / 」のように分数で記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「 の持分は、有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
12	24	24 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「（【納付の表示】）」（備考20に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第21条第1項の規定による商標権の存続期間の更新の申請」と記載する。	24 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「（【納付の表示】）」（備考20に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「 <u>商標法第21条第1項の規定による商標権の存続期間の更新申請</u> 」と記載し、 <u>その記載の次に行を改めてその理由を具体的に記載する。</u>
15	5	5 <u>第22条第2項</u> において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 証拠方法」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。	5 <u>第22条第4項</u> において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 証拠方法」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。
21	6	6 <u>商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【代理人】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請」と記載する。</u>	(新設)
		<u>7 第20条第5項</u> に規定する書面は、なるべく次の文例により作成する。	<u>6 第20条第2項</u> に規定する書面は、なるべく次の文例により作成する。

	<p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">承 諾 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>商標権者</p> <p>住所(居所)</p> <p>氏名(名称) 殿</p> <p>商標登録番号 第 号</p> <p>貴殿(貴社)が上記商標権の指定商品について書換登録の申請をすることを承諾します。</p> <p>専用(通常)使用权者(質権者)</p> <p>住所(居所)</p> <p>氏名(名称)</p>	<p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">承 諾 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>商標権者</p> <p>住所(居所)</p> <p>氏名(名称)</p> <p>商標登録番号 第 号</p> <p>貴殿(貴社)が上記商標権の指定商品について書換登録の申請をすることを承諾します。</p> <p>専用(通常)使用权者(質権者)</p> <p>住所(居所)</p> <p>氏名(名称)</p>
	<p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>

特許登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行																																																																																
1の 2		<p>様式第一の二（第一条の三関係）</p> <p>特許出願番号 <input type="text"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">表 題 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">枚 数 欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">表示番号欄 (付記)</th> <th style="width: 85%;">表 示 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">甲 区</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">枚 数 欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">表示番号欄 (付記)</th> <th style="width: 85%;">事 項 欄</th> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表題部及び甲区 ページ</p>	表 題 部		枚 数 欄	表示番号欄 (付記)	表 示 欄			1			2	甲 区		枚 数 欄	表示番号欄 (付記)	事 項 欄			3			4			5			6			7			8			9			10	<p>様式第一の二（第一条の三関係）</p> <p>特許出願番号 <input type="text"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">表 題 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">枚 数 欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">表示番号欄 (付記)</th> <th style="width: 85%;">表 示 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">甲 区</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">枚 数 欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">表示番号欄 (付記)</th> <th style="width: 85%;">事 項 欄</th> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表題部及び甲区 ページ</p>	表 題 部		枚 数 欄	表示番号欄 (付記)	表 示 欄			1			2	甲 区		枚 数 欄	表示番号欄 (付記)	事 項 欄			3			4			5			6			7			8			9			10
表 題 部		枚 数 欄																																																																																	
表示番号欄 (付記)	表 示 欄																																																																																		
		1																																																																																	
		2																																																																																	
甲 区		枚 数 欄																																																																																	
表示番号欄 (付記)	事 項 欄																																																																																		
		3																																																																																	
		4																																																																																	
		5																																																																																	
		6																																																																																	
		7																																																																																	
		8																																																																																	
		9																																																																																	
		10																																																																																	
表 題 部		枚 数 欄																																																																																	
表示番号欄 (付記)	表 示 欄																																																																																		
		1																																																																																	
		2																																																																																	
甲 区		枚 数 欄																																																																																	
表示番号欄 (付記)	事 項 欄																																																																																		
		3																																																																																	
		4																																																																																	
		5																																																																																	
		6																																																																																	
		7																																																																																	
		8																																																																																	
		9																																																																																	
		10																																																																																	

乙 区	
順位番号欄 (付記)	事 項 欄

乙区 ページ

乙 区	
順位番号欄 (付記)	事 項 欄

乙区 ページ

丙 区	
順位番号欄 (付記)	事 項 欄

7 6 6 登録の目的が仮専用実施権に関するときは、「1 特許番号」の欄を「1 特許出願の表示」と記載し、「特願 - 」のように当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

6 登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、「1 特許番号」の欄を「1 特許出願の表示」と記載し、「特願 - 」のように当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

7 の
2

様式第七の二（第10条関係）

特許法第74条第1項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請書

収入印紙 - (平成 年 月 日)
(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 登録の目的
- 3 申請人（登録権利者）
 - 住所（居所）
 - 氏名（名称）
 - （国籍）
- 4 申請人（登録権利者）代理人
 - 住所（居所）
 - 氏名（名称）
- 5 申請人（登録義務者）
 - 住所（居所）
 - 氏名（名称）
- 6 申請人（登録義務者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

7 添付書面の目録

(1) 特許法第74条第1項の規定による請求に基づく特許権の移転を証明する

書面 1通

(2) () 通

〔備考〕

- 1 1 表題は、「特許法第74条第1項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請書」と記載する。
- 2 2 特許権の設定の登録があつたときに交付された特許証に記載された発明者の氏名が真実でないと認めるときは、申請書に「その他」の欄を設けて発明者の氏名を記載し、その事実を証明する書面を添付する。
- 3 3 その他は、様式第七の備考1から4まで、8から14まで及び16から20までと同様とする。

9

様式第九（第10条関係）

登録名義人（仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者）の表示変更（更正）登録申請書

収入
印紙

（平成 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 権利の表示
- 3 変更（更正）に係る表示
変更（更正）前の表示
変更（更正）後の表示
- 4 登録の目的
- 5 申請人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 代理人

様式第九（第10条関係）

登録名義人（仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者）の表示変更（更正）登録申請書

収入
印紙

（平成 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 権利の表示
- 3 変更（更正）に係る表示
変更（更正）前の表示
変更（更正）後の表示
- 4 登録の目的
- 5 申請人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 代理人

住所（居所）
氏名（名称）

- 1 1 申請書の表題は、登録名義人の表示変更のときは「登録名義人の表示変更登録申請書」と記載し、登録名義人の表示更正のときは「登録名義人の表示更正登録申請書」と記載する。仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更のときは「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書」と記載し、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正のときは「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正登録申請書」と記載する。
- 3 3 「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」又は「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

10

様式第十（第10条関係）

専用実施権設定登録申請書

収入
印紙

（平成 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 権利の表示
- 3 専用実施権の範囲
- 4 登録の目的
- 5 申請人（登録権利者）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍）
- 6 申請人（登録権利者）代理人
住所（居所）
氏名（名称）

住所（居所）
氏名（名称）

- 1 申請書の表題は、登録名義人の表示変更のときは「登録名義人の表示変更登録申請書」と記載し、登録名義人の表示更正のときは「登録名義人の表示更正登録申請書」と記載する。仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更のときは「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書」と記載し、仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正のときは「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正登録申請書」と記載する。
- 3 「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」又は「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

様式第十（第10条関係）

専用（通常）実施権設定登録申請書

収入
印紙

（平成 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 権利の表示
- 3 専用（通常）実施権の範囲
- 4 登録の目的
- 5 申請人（登録権利者）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍）
- 6 申請人（登録権利者）代理人
住所（居所）
氏名（名称）

10の
2

- 7 申請人（登録義務者）
住所（居所）
氏名（名称）
- 8 申請人（登録義務者）代理人
住所（居所）
氏名（名称）

9 添付書類の目録

(1) 専用実施権設定契約証書 1通

(2) ()

〔備考〕

(削る)

1 1 「専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。

2 2 「登録の目的」の欄には、「専用実施権の設定」のように記載する。

3 3 (略)

様式第十の二（第10条関係）

仮専用実施権設定登録申請書

収入 (平成 年 月 日)

印紙

(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許出願の表示
2 権利の表示
3 仮専用実施権の範囲
4 登録の目的
5 申請人（登録権利者）
住所（居所）

- 7 申請人（登録義務者）
住所（居所）
氏名（名称）
- 8 申請人（登録義務者）代理人
住所（居所）
氏名（名称）

9 添付書類の目録

(1) 専用(通常)実施権設定契約(許諾)証書 1通

(2) ()

〔備考〕

1 申請書の表題は、専用実施権の設定の登録の申請をするときは「専用実施権設定登録申請書」とし、通常実施権の設定の登録の申請をするときは「通常実施権設定登録申請書」とする。

2 「専用(通常)実施権の範囲」の欄には、設定契約(許諾)証書に記載された専用(通常)実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。

3 「登録の目的」の欄には、専用実施権の設定の登録の申請をするときは「専用実施権の設定」、通常実施権の設定の登録の申請をするときは「通常実施権の設定」のように記載する。

4 (略)

様式第十の二（第10条関係）

仮専用(仮通常)実施権設定登録申請書

収入 (平成 年 月 日)

印紙

(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許出願の表示
2 権利の表示
3 仮専用(仮通常)実施権の範囲
4 登録の目的
5 申請人（登録権利者）
住所（居所）

氏名（名称）

（国籍）

6 申請人（登録権利者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

7 申請人（登録義務者）

住所（居所）

氏名（名称）

8 申請人（登録義務者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

9 添付書類の目録

(1) 仮専用実施権設定契約証書 1通

(2) ()

〔備考〕

（削る）

- 1 1 「特許出願の表示」の欄には、「特願 - 」のように当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 2 「仮専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された仮専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。
- 3 3 「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権の設定」のように記載する。
- 4 4 特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定めがある場合は、様式中5から9までを1項ずつ繰り下げ、「4 登録の目的」の欄の次に「5 特

氏名（名称）

（国籍）

6 申請人（登録権利者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

7 申請人（登録義務者）

住所（居所）

氏名（名称）

8 申請人（登録義務者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

9 添付書類の目録

(1) 仮専用（仮通常）実施権設定契約（許諾）証書 1通

(2) ()

〔備考〕

- 1 申請書の表題は、仮専用実施権の設定の登録の申請をするときは「仮専用実施権設定登録申請書」とし、仮通常実施権の設定の登録の申請をするときは「仮通常実施権設定登録申請書」と記載する。
- 2 「特許出願の表示」の欄には、「特願 - 」のように当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 3 「仮専用（仮通常）実施権の範囲」の欄には、設定契約（許諾）証書に記載された仮専用（仮通常）実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。
- 4 「登録の目的」の欄には、仮専用実施権の設定の登録の申請をするときは「仮専用実施権の設定」、仮通常実施権の設定の登録の申請をするときは「仮通常実施権の設定」のように記載する。
- 5 特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め又は同法第34条の3第5項ただし書若しくは第6項ただし書に規定する別段の定めがある場合は、

13	5	<p>許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め」の欄を設け、「有」と記載する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>1 特許権者以外の者が届出を行う場合にあつては、「特許権者」の欄に代えて「専用実施権者」又は「仮専用実施権者」のような欄を設ける。</p>	<p>様式中5から9までを1項ずつ繰り下げ、「4 登録の目的」の欄の次に「5 特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め」又は「5 特許法第34条の3第5項ただし書に規定する別段の定め」若しくは「特許法第34条の3第6項ただし書に規定する別段の定め」の欄を設け、「有」と記載する。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>1 特許権者以外の者が届出を行う場合にあつては、「特許権者」の欄に代えて「専用実施権者」、「通常実施権者」、「仮専用実施権者」又は「仮通常実施権者」のような欄を設ける。</p>
----	---	---	---

商標登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
6	14	<p>14 商標法施行規則第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。</p>	<p>14 商標法施行規則第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。</p>
8		<p>様式第8（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">専用（通常）使用権設定登録申請書</p> <p style="text-align: right;">（平成 年 月 日）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;"> 収入 印紙 </div> <p>（ 円 ）</p> <p>特許庁長官 _____ 殿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>商標登録番号</u> 2 <u>権利の表示</u> 3 <u>専用（通常）使用権の範囲</u> 4 <u>登録の目的</u> 5 <u>申請人（登録権利者）</u> <u>住所（居所）</u> <u>氏名（名称）</u> _____ <u>（国籍）</u> 6 <u>申請人（登録権利者）代理人</u> <u>住所（居所）</u> <u>氏名（名称）</u> _____ 7 <u>申請人（登録義務者）</u> <u>住所（居所）</u> <u>氏名（名称）</u> _____ 8 <u>申請人（登録義務者）代理人</u> 	

住所（居所）

氏名（名称）

9 添付書類の目録

(1) 専用（通常）使用権設定契約（許諾）証書 1 通

(2) ()

〔備考〕

- 1 1 申請書の表題は、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権設定登録申請書」とし、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権設定登録申請書」とする。
- 2 2 「商標登録番号」の欄には、国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合は、「国際登録号」のように国際登録の番号を記載する。
- 3 3 「権利の表示」の欄は、登録の目的が商標権以外の権利に関するものであるときにのみ記載する。国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。
- 4 4 「専用（通常）使用権の範囲」の欄には、設定契約（許諾）証書に記載された専用（通常）使用権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。
- 5 5 「登録の目的」の欄には、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権の設定」、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権の設定」のように記載する。
- 6 6 「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 7 「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 8 8 商標登録令第10条において準用する特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者の印（登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄

	<p><u>及び印)は不要とする。</u></p>
9	<p><u>9 商標登録令施行規則第17条第3項において準用する特許登録令施行規則第13条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。</u></p>
10	<p><u>10 その他は、様式第6の備考1から3まで、9及び11から13まで並びに様式第7の備考1及び3と同様とする。</u></p>

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
7	20	<p>20 手数料計算用紙において、法第18条第2項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定による手数料の納付について、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「1.及び2.特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国内法）第18条第2項（同項の表一の項）の規定による手数料」の欄には見込額から納付に充てる手数料の額を記載し、「予納台帳番号」の欄には予納台帳の番号を記載する。特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「1.及び2.特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国内法）第18条第2項（同項の表一の項）の規定による手数料」の欄には納付すべき手数料の額を記載し、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記載する。</p>	<p>20 手数料計算用紙において、法第18条第1項第1号の規定による手数料の納付について、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「1.及び2.特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国内法）第18条第1項第1号の規定による手数料」の欄には見込額から納付に充てる手数料の額を記載し、「予納台帳番号」の欄には予納台帳の番号を記載する。特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「1.及び2.特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国内法）第18条第1項第1号の規定による手数料」の欄には納付すべき手数料の額を記載し、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記載する。</p>
18	1	<p>1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。法第18条第5項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（6 追加納付の金額）」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。</p>	<p>1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。法第18条第4項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（6 追加納付の金額）」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。</p>
27	1	<p>1 国際出願をする者が納付するときは表題を「手数料納付書（法第18条第2項</p>	<p>1 国際出願をする者が納付するときは表題を「手数料納付書（法第18条第1項</p>

		<p>(同項の表一の項)の規定による納付)」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは 「手数料納付書(法第18条第2項(同項の表三の項)の規定による納付)」とする。</p>	<p>第1号の規定による納付)」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは「手数料納付書(法第18条第1項第4号の規定による納付)」とする。</p>
28	1	<p>1 法第18条第4項の規定により納付すべき国際事務局に対する手数料のうち規則57.1の取扱手数料について振込みを証明する書面を提出するときは、表題を「取扱手数料振込済証提出書」とする。</p>	<p>1 法第18条第3項の規定により納付すべき国際事務局に対する手数料のうち規則57.1の取扱手数料について振込みを証明する書面を提出するときは、表題を「取扱手数料振込済証提出書」とする。</p>
28の2	1	<p>1 法第18条第4項の規定により納付すべき国際事務局に対する手数料のうち規則57.1の取扱手数料について振込みを証明する書面を提出するときは、表題を「SUBMISSION OF CERTIFICATE OF PAYMENT OF HANDLING FEE」とする。</p>	<p>1 法第18条第3項の規定により納付すべき国際事務局に対する手数料のうち規則57.1の取扱手数料について振込みを証明する書面を提出するときは、表題を「SUBMISSION OF CERTIFICATE OF PAYMENT OF HANDLING FEE」とする。</p>

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	6	<p>6 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 表題は、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請)」とし、第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請)」とする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 「特許庁長官 殿」の次に、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号(特許(登録)番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)」及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」</p>	<p>6 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 表題は、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請)」とし、第4条第1項の届出と仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請)」とする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 「特許庁長官 殿」の次に、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号(特許(登録)番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)」及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。第4条第1項の届出と仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に</p>

と記載して、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号（出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

二～ホ（略）

「（別紙）」と記載して、仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号（出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

二～ホ（略）

9 23 23 第12条の規定により、特許法第30条第3項に規定する同条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記録した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【特記事項】」の欄の「昭和60年改正前特許法第45条第1項の規定による特許出願」の記録の次に行を改めて、「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。

23 第12条の規定により、特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記録した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【特記事項】」の欄の「昭和60年改正前特許法第45条第1項の規定による特許出願」の記録の次に行を改めて、「特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」又は「特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。

19 7 7 特許法施行規則第69条第4項の規定により特許法第109条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第3項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条又は産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。特許法施行規則第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項第4号若しくは第5号又は第18条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書

7 特許法施行規則第69条第4項の規定により大学等技術移転促進法第13条第3項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条又は産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項第1号から第5号まで、第10号及び第11号の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「大学等技術移転促進法第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第17条第1項第1号（第2号、第3号、第4号、第5号、第10号又は第11号）の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項第6号から第9号まで又は第18条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項第6号（第7号、第8号又は第9号）の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料の1

の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出をするときは「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。特許法施行規則第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出をするときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するに及ばない。

20 2 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記録する。

（削る）

4 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4並びに様式第19の備考2から4まで及び7と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考4中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは「特許法第107条第5項た

／2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出をするときは「産業技術力強化法第18条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。特許法施行規則第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出をするときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するに及ばない。

2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記録し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録する。

4 特許法施行規則第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出をするときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許権者ごとに行を改めて記録する。ただし、備考3により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するに及ばない。

5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

		<p>だし書及び第112条第3項ただし書」と、備考7中「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、「備考6」とあるのは「備考3」と読み替えるものとする。</p>	
21	1	<p>1 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考2に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。</p>	<p>1 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考2に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録する。</p>
23	1	<p>1 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考2に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。</p>	<p>1 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考2に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録し、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録する。</p>

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（経済産業省令第十四号）様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	12	<p>12 商標法施行規則第22条第2項で準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「 / 」のように分数で記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「【その他】」の欄に、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「 の持分は、 有限</p>	<p>12 商標法施行規則第22条第4項で準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「 / 」のように分数で記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「【その他】」の欄に、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「 の持分は、 有限</p>

	<p>責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のよう に記載する。</p> <p>24 24 商標法施行規則第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項 の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民 法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「【その他】」の欄にそ の旨を記載する。</p>	<p>責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のよう に記載する。</p> <p>24 商標法施行規則第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項 の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民 法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「【その他】」の欄にそ の旨を記載する。</p>
--	---	--